



放送番組のインターネット配信に係る 権利処理の課題に関するアンケート結果

令和2年8月25日
総務省
情報流通行政局

- 規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日規制改革推進会議決定)等を踏まえ、放送番組のインターネット配信に係る権利処理の現状の課題とその原因等について、アンケート調査を行った。

| | |
|----------|---|
| アンケート対象者 | 民間地上基幹放送事業者(テレビジョン放送)のうち、在京キー局5社を除く122社 |
| 実施期間 | 令和2年7月10日～同年7月20日 |
| アンケート方法 | アンケート対象者に対し、日本民間放送連盟を通じてメール送付 |
| 回答者数 | 105社 |

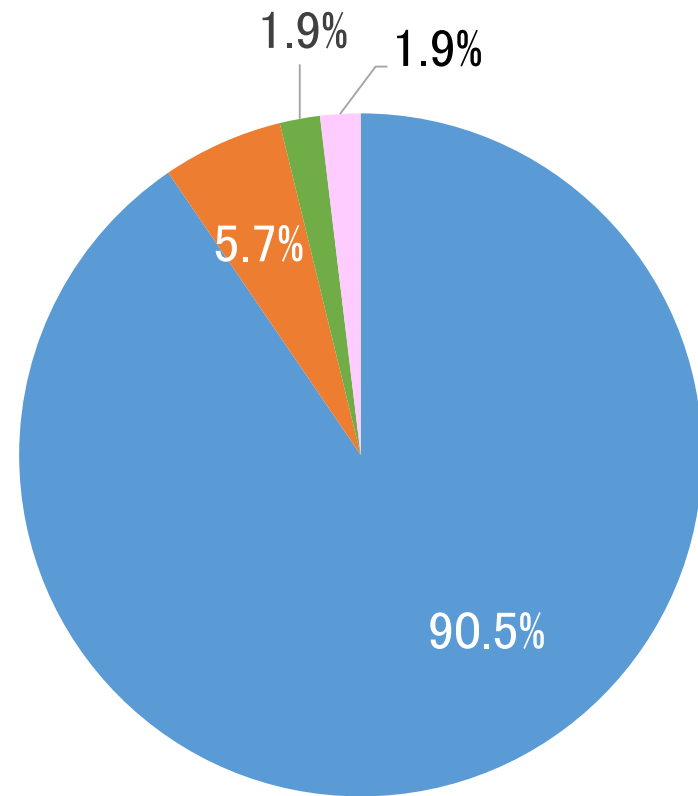
- 各設問の回答状況は、次ページ以降のとおり。
 なお、以降のページで使用する用語の定義は以下のとおり。
 - ・「アンケート回答社」 : アンケート対象者のうち、回答を提出した社
 - ・「同時配信等」 : 放送番組の同時配信、見逃し配信及びVOD

1. 権利処理業務担当者の人数

○ 約9割のアンケート回答社において、権利処理担当者の人数が5人未満である。

問1 貴社における権利処理業務担当者（放送だけでなく、配信を含みます。）の人数は、次のうちどれですか。なお、他の業務と兼任している場合は0.5人として数えることとし、また、この人数には、権利処理業務を委託している関連会社等における担当者も含むこととします。

| 選択肢 | 回答数(社) |
|-------------|--------|
| ■ 1. 0～4人 | 95 |
| ■ 2. 5～9人 | 6 |
| ■ 3. 10～14人 | 2 |
| ■ 4. 15～19人 | 0 |
| ■ 5. 20人以上 | 2 |
| 合計 | 105 |



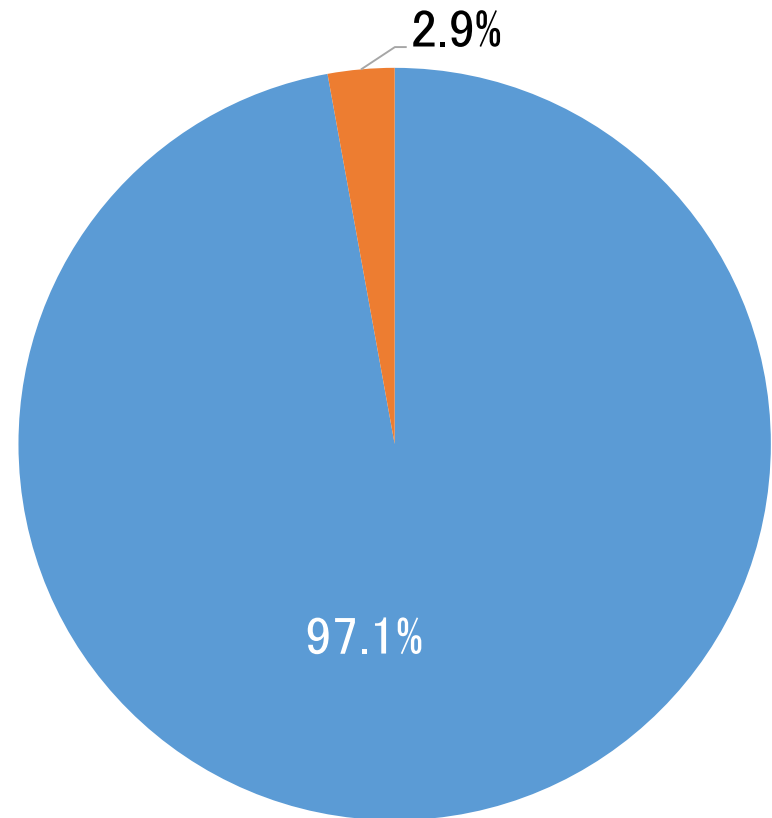
(注) 設問上は放送の権利処理業務担当者とインターネット配信の権利処理業務担当者との両方について対象としているが、回答に当たっては各社の判断基準が揺れていると考えられるため、上記の結果は参考値として理解されたい。

2. インターネット配信に取り組んだ経験の有無

○ 9割超のアンケート回答社が、インターネット配信に取り組んだことがある。

問2 これまでに、インターネット配信に取り組んだことはありますか。なお、「取り組んだことがある」には、現在取り組んでいる場合のほか、過去に実証実験等に取り組んだことがある場合も含むこととします。

| 選択肢 | 回答数(社) |
|---------|--------|
| ■ 1. ある | 102 |
| ■ 2. ない | 3 |
| 合計 | 105 |

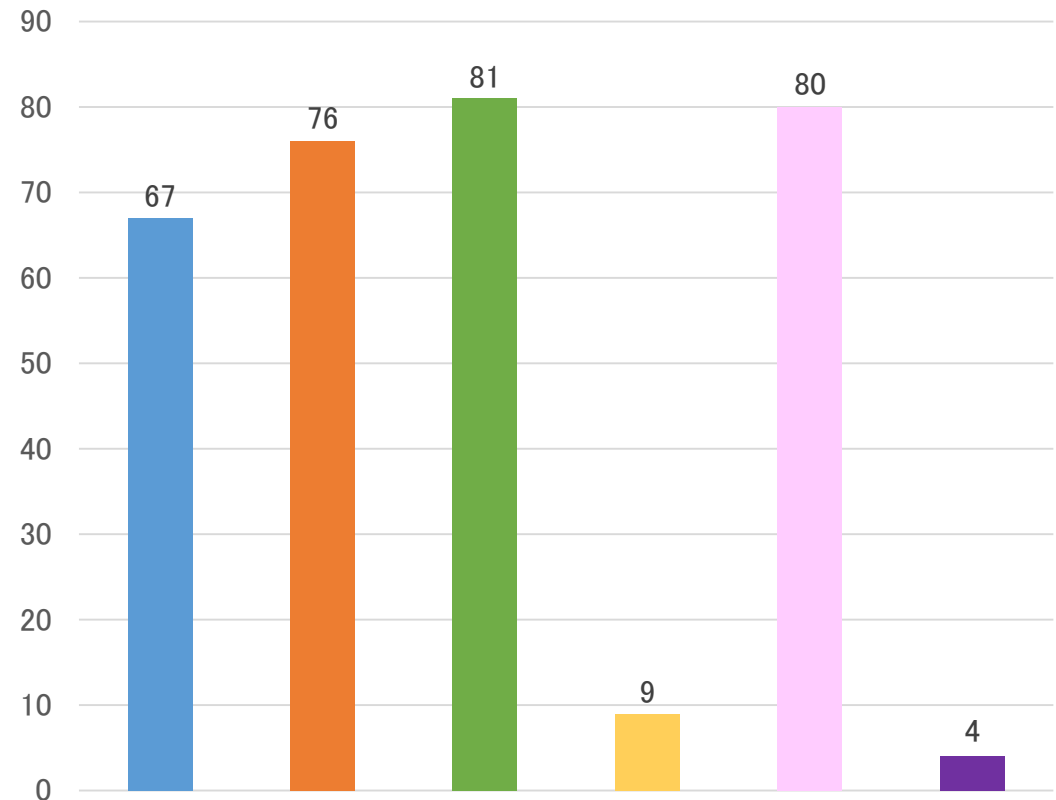


3. 実施したことのあるインターネット配信の形態

○ アンケート回答社が実施したことのあるインターネット配信の形態は、VODが最も多く、次いでインターネット限定配信②、見逃し配信である。

問3 実施したことのあるインターネット配信の形態は、次のうちどれですか。(複数回答可)

| 選択肢 | 回答数(社) |
|-------------------|--------|
| ■ 1. 同時配信 | 67 |
| ■ 2. 見逃し配信 | 76 |
| ■ 3. VOD | 81 |
| ■ 4. インターネット限定配信① | 9 |
| ■ 5. インターネット限定配信② | 80 |
| ■ 6. その他 | 4 |



(「その他」の回答例) ライブ配信

(参考)

インターネット限定配信①: 放送番組ではないコンテンツをあらかじめ定められた番組表に基づきインターネットだけで配信するもの(例: Abema TVなど)

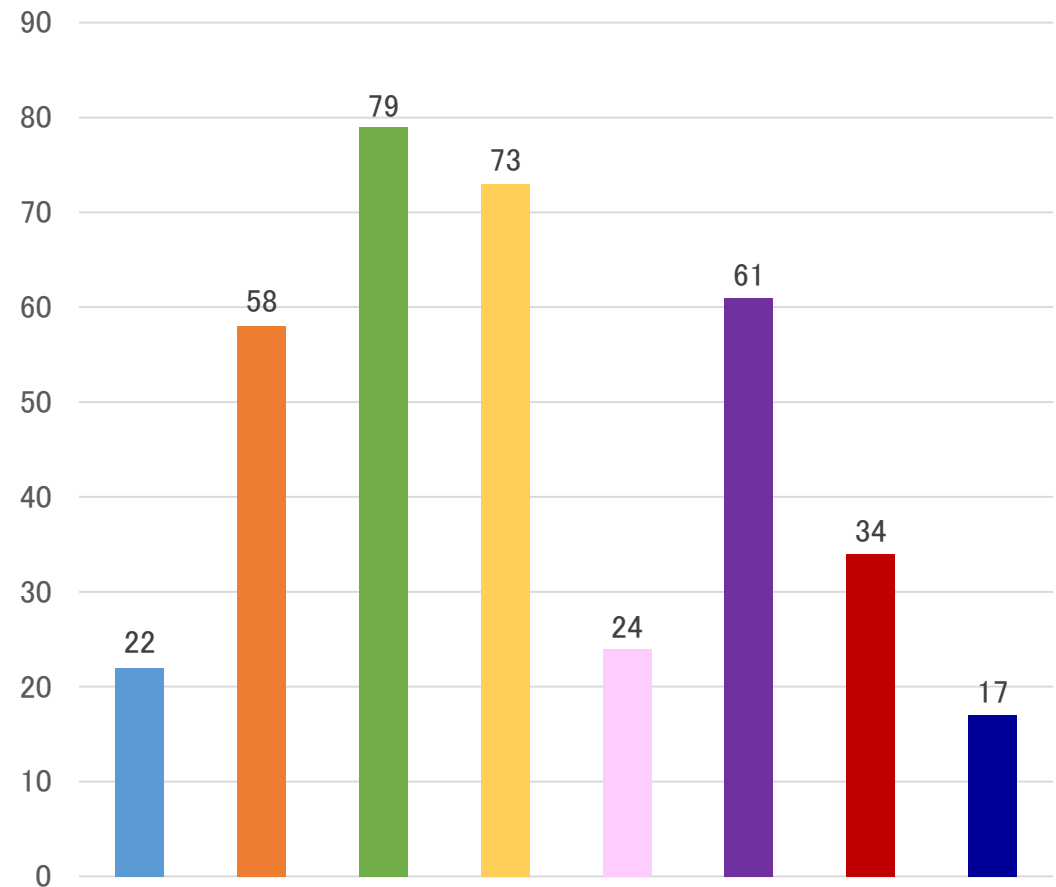
インターネット限定配信②: 放送番組ではないコンテンツをあらかじめ定められた番組表に基づかずインターネットだけで配信するもの(例: 自社WebサイトやYouTubeでの配信など)

4. 同時配信等を行ったことがある番組のジャンル

○ アンケート回答社が同時配信等を行ったことがある番組のジャンルは、情報番組(コーナー部分のみの配信を含む)が最も多く、次いでニュース、スポーツ競技が多い。

問4 問3において、1～3を選択した社にお聞きします。放送番組のインターネット配信を行ったことのある番組のジャンルは、次のうちどれですか。(複数回答可)

| 選択肢 | 回答数(社) |
|---------------------------|--------|
| ■ 1. ドラマ | 22 |
| ■ 2. バラエティ | 58 |
| ■ 3. 情報番組(コーナー部分のみの配信を含む) | 79 |
| ■ 4. ニュース | 73 |
| ■ 5. ドキュメンタリー | 24 |
| ■ 6. スポーツ競技 | 61 |
| ■ 7. イベント中継 | 34 |
| ■ 8. その他 | 17 |

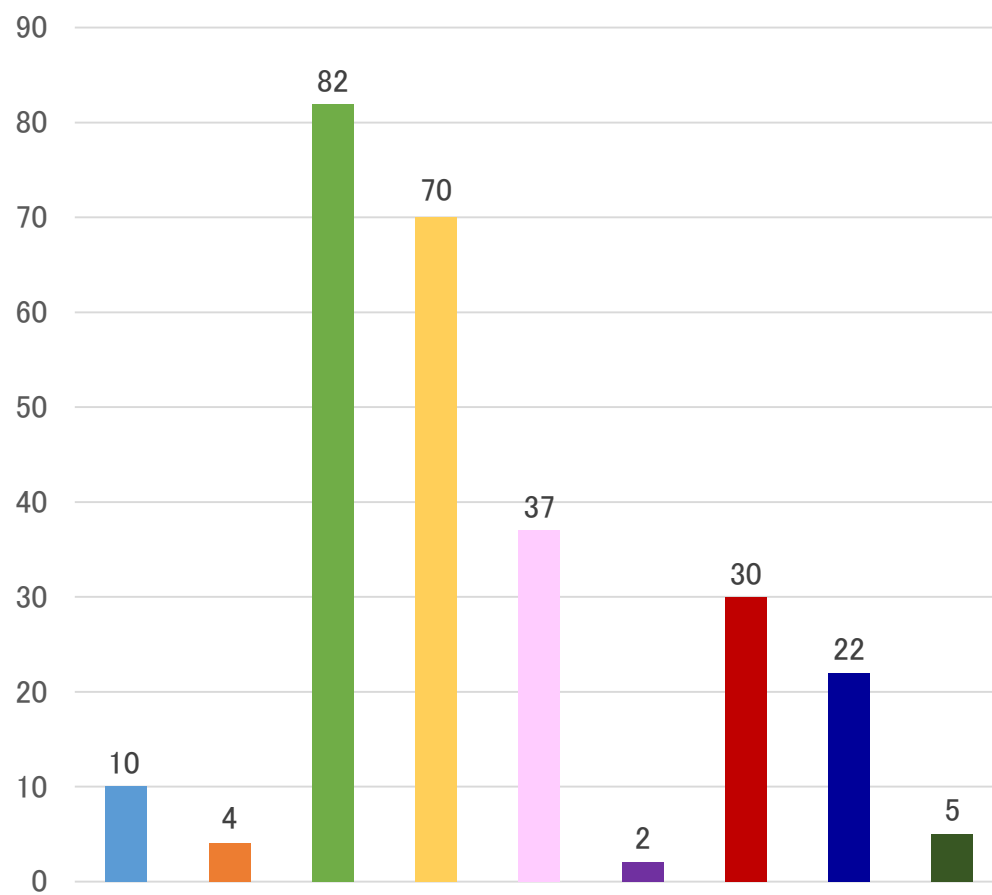


(「その他」の回答例) 知事会見、コロナ情報、選挙速報、災害時の緊急報道、教育番組(高校入試解説) 等

○ 同時配信に係る権利処理の負担は、音楽著作権に係るものが最も多く、次いでレコードに係るものが多い。

問5(1) 問3において、1～3を選択した社にお聞きします。放送番組のインターネット配信に当たっての権利処理の負担(時間、人手、使用料など)が重いものは、次のうちどれですか。3つまでご回答ください。

| 選択肢 | 回答数(社) |
|------------------|--------|
| 1. 原作(小説、漫画など) | 10 |
| 2. 脚本 | 4 |
| 3. 音楽著作権 | 82 |
| 4. レコード実演・レコード原盤 | 70 |
| 5. 映像実演 | 37 |
| 6. 専属解放 | 2 |
| 7. 借用素材(調達映像) | 30 |
| 8. スポーツ競技映像 | 22 |
| 9. その他 | 5 |



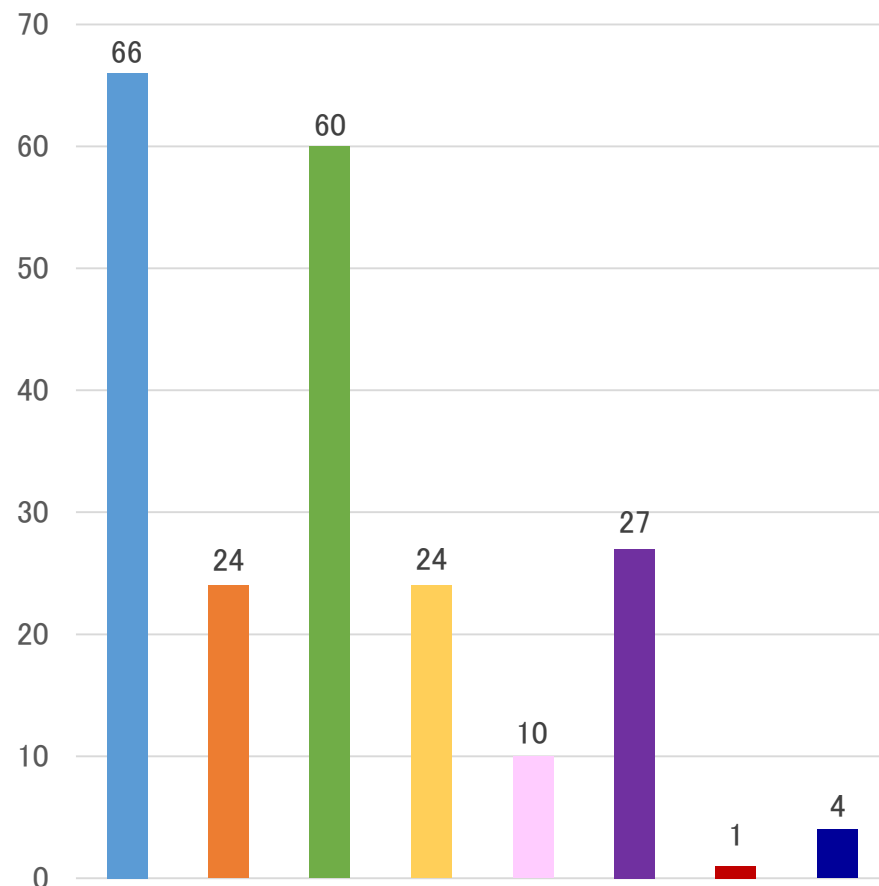
(「その他」の回答例) 出演者が多いものや、博物館、図書館資料が多い歴史番組 等

5. (2) 同時配信等に係る権利処理の負担が重い理由

○ 同時配信に係る権利処理の負担が重い理由は、権利処理にかかる時間によるものが最も多く、次いで著作物の量によるものが多い。

問5(2) 問3において、1～3を選択した社にお聞きします。(1)で選択したものについて、権利処理の負担が重い理由は、次のうちどれですか。3つまでご回答ください。

| 選択肢 | 回答数(社) |
|---|--------|
| ■ 1. 限られた時間の中で権利処理を行わなければならないから。 | 66 |
| ■ 2. 放送と配信とでは、交渉相手が異なっているから。 | 24 |
| ■ 3. 膨大な量の著作物等について、配信に係る権利を改めて確認する必要があるから。 | 60 |
| ■ 4. 権利者団体が管理していない著作物等(アウトサイダー)について、個別に権利者から許諾を得る必要があるから。 | 24 |
| ■ 5. そもそも権利者団体がなく、膨大な量の著作物等(借用素材)について、個別に権利者から許諾を得る必要があるから。 | 10 |
| ■ 6. インターネット配信に係る使用料が高すぎるから。 | 27 |
| ■ 7. 既に配信権が第三者に独占的に与えられているから。 | 1 |
| ■ 8. その他 | 4 |

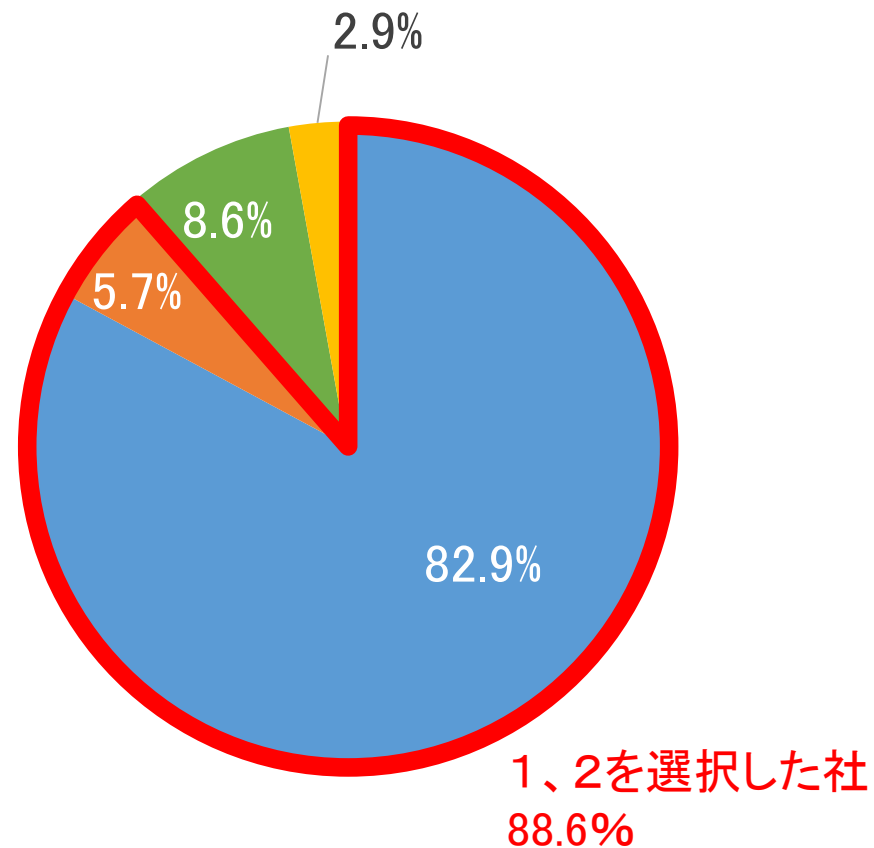


(「その他」の回答例) 配信可否や条件が細かすぎる、インターネット配信用の実績報告等資料作成・提出にかかる事務作業が多い 等

○ 約9割のアンケート回答社は、同時配信等に対し前向きな姿勢である。

問6 貴社における放送番組のインターネット配信（同時配信、見逃し配信、VODに限ります。）への取組方針について、あてはまるものを1つだけご回答ください。

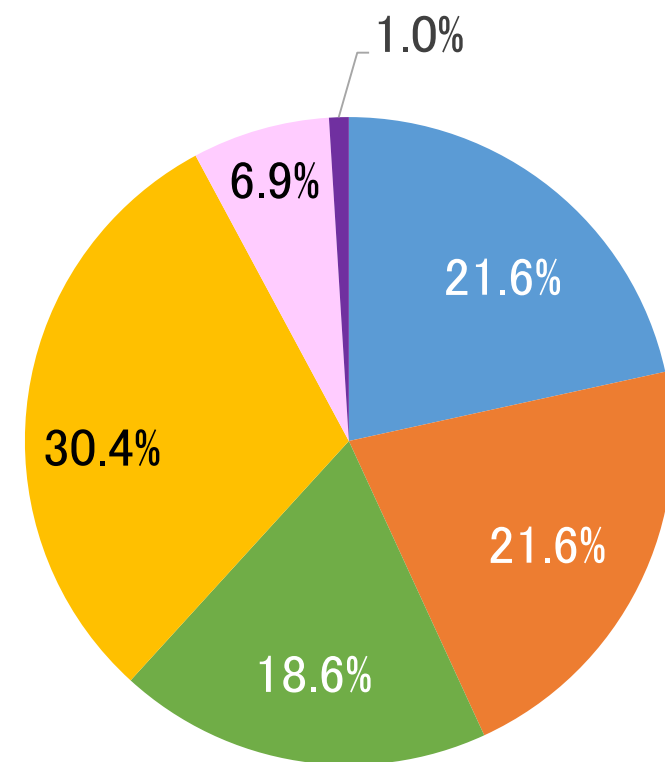
| 選択肢 | 回答数(社) |
|--------------------------------|--------|
| ■ 1. 現在実施している | 87 |
| ■ 2. 現在実施はしていないが、 取り組む予定はある | 6 |
| ■ 3. 取り組む予定はないが、 検討はしている | 9 |
| ■ 4. 検討もしていない | 3 |
| 合計 | 105 |



○ アンケート回答社にとって、同時配信等に係る権利処理の最も大きな課題は、ビジネスモデルの問題であり、次いで権利処理のノウハウ、人員の問題である。

問7 貴社が放送番組のインターネット配信（同時配信、見逃し配信、VODに限ります。）を行うに当たって、権利処理等において最も大きな課題と考えるものは、次のうちどれですか。あてはまるものを1つだけご回答ください。

| 選択肢 | 回答数(社) |
|--|--------|
| ■ 1. 放送番組のインターネット配信に係る権利処理について、ノウハウがなく、何をすればいいかわからないこと | 22 |
| ■ 2. 放送番組のインターネット配信に係る権利処理に対応するだけの人員が足りないこと | 22 |
| ■ 3. 放送番組のインターネット配信に係る権利処理に必要な使用料について、予算の制約があること | 19 |
| ■ 4. どれだけスポンサーが付くかわからないなど、ビジネスモデルとして成り立つか経営判断が困難なこと | 31 |
| ■ 5. その他 | 7 |
| ■ 6. 特にない | 1 |
| 合計 | 102 |



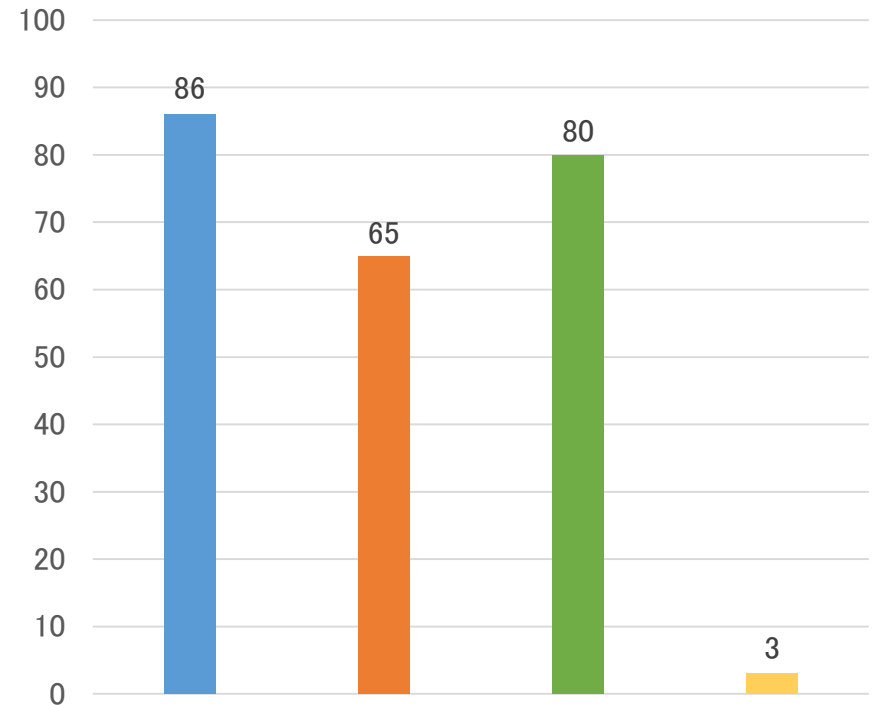
（「その他」の回答例）既存のノウハウだけで充分かどうかの確認がないこと。楽曲・原盤の権利確認が複雑すぎるため、製作現場の音効担当者が誤って配信利用不可のものを搬入することがあり、確認・修正等に余分なコストがかかること 等

（注）問6において「4. 検討もしていない」を選んだ社は、設問上問7について答えないこととなっているため、アンケート回答社の合計は102社となる。

○ アンケート回答社が、同時配信等に係る権利処理のノウハウを充実させるために適当だと考える手段は、相談窓口が最も多く、次いで手引書・ガイドライン、セミナー・講習会である。

問8 放送番組のインターネット配信（同時配信、見逃し配信、VODに限ります。）に係る権利処理のノウハウについて、どのようなものがあれば、貴社のノウハウを充実させることができると考えますか。（複数回答可）

| 選択肢 | 回答数(社) |
|---------------|--------|
| 1. 相談窓口 | 86 |
| 2. セミナー・講習会 | 65 |
| 3. 手引書・ガイドライン | 80 |
| 4. その他 | 3 |

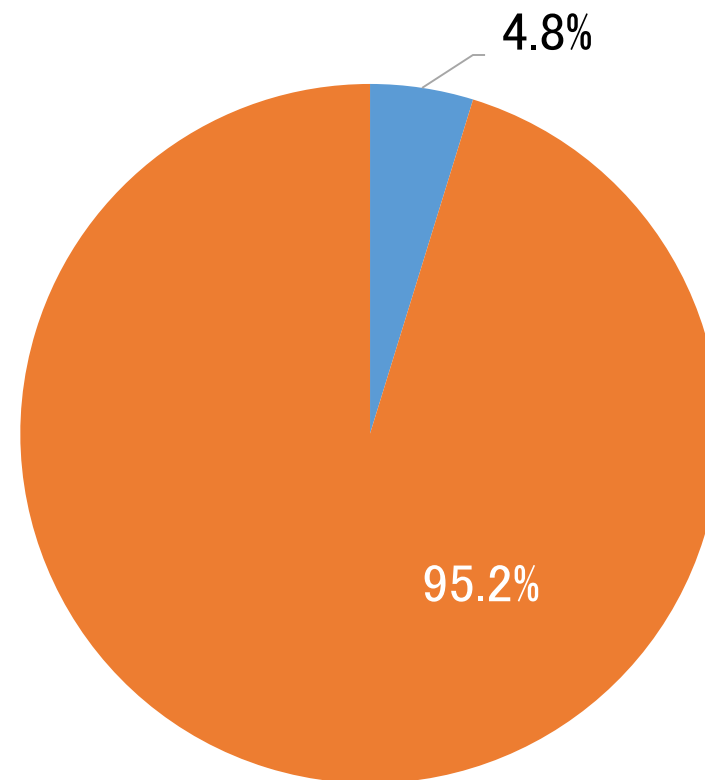


（「その他」の内訳）専門の代行業者、権利処理を含む営利モデルの実例勉強会 等

○ 裁定制度(著作権法第67条及び第68条)の利用を検討したことがあるアンケート回答社は、約5%である。

問9 著作権法(昭和45年法律第48号)には、権利者が不明である場合の裁定制度(第67条)及び放送に係る協議が調わない場合の裁定制度(第68条)が存在しますが、これまでこれらの裁定制度の利用を検討したことはありますか。

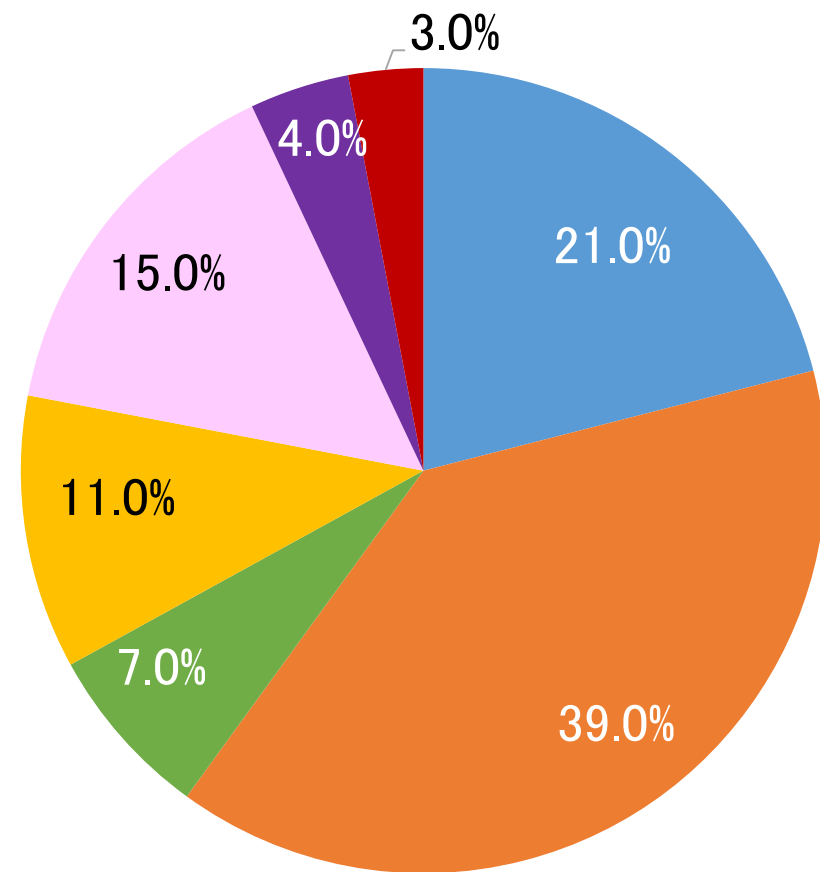
| 選択肢 | 回答数(社) |
|---------|--------|
| ■ 1. ある | 5 |
| ■ 2. ない | 100 |
| 合計 | 105 |



- 裁定制度（著作権法第67条及び第68条）がアンケート回答社にとって利用しやすいものとなるために重要だと考えられている点は、オンライン申請などが可能になることが最も多く、次いで裁定までに要する期間が短縮されること、裁定制度を著作隣接権にも準用することとなっている。

問10 前記2つの裁定制度が放送事業者にとって利用しやすいものとなるためには、どのような点が重要だと考えますか。最もあてはまるものを1つだけご回答ください。

| 選択肢 | 回答数(社) |
|------------------------------------|--------|
| ■ 1. 裁定までに要する期間が短縮されること | 21 |
| ■ 2. オンライン申請などの電子的手続きが可能となること | 39 |
| ■ 3. 供託が求められる補償金/担保金の額が引き下げられること | 7 |
| ■ 4. 補償金/担保金を事前に供託する必要がなくなること | 11 |
| ■ 5. 著作権だけでなく著作隣接権にも裁定制度を準用すること | 15 |
| ■ 6. 日刊新聞紙への掲載等を伴う「相当な努力」要件の見直し・緩和 | 4 |
| ■ 7. その他 | 3 |
| 合計 | 100 |



(「その他」の回答例) 制度の周知、事務手続きが簡素化され、コストが低減されること 等

(注) 無回答、回答困難等の社が5社あったため、アンケート回答社の合計は100社となる。